

第 18 回南阿蘇村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年12月10日（月）午後2時開会
2. 開催場所 南阿蘇村役場 2階 大会議室
3. 出席委員
- | | | | |
|------------|------------|------------|------------|
| 1 番 島田 豊 | 2 番 後藤 秀和 | 3 番 宇藤 欣喜 | 4 番 渡邊 優子 |
| 5 番 笠野美津代 | 6 番 安達 英二 | 7 番 後藤 操 | 8 番 岩本 孝之 |
| 9 番 古澤 勝康 | 10 番 佐藤 久康 | 11 番 古澤 博保 | 12 番 興呂木和也 |
| 13 番 市原きみよ | 14 番 村上 豊彦 | 15 番 宮崎 明 | 16 番 藤原 政信 |
| 17 番 長野美千代 | 18 番 荒牧 文博 | 19 番 大塚 恭徳 | |

欠席委員 なし

4. 議事日程
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 議案第1号 農地法第3条第1項目的の買受適格証明願に伴う証明書の発行について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農業経営基盤強化促進法許可申請について
5. 事務局職員
- 事務局長 岩下 慎二
- 係 長 後藤 行志、長野 リエ

6. 会議の概要

発言者	内 容
事務局長	本総会開催にあたりましてまずご報告を申し上げます。委員総数19名、本日の出席委員数19名で、南阿蘇村農業委員会会議規則7条により第18回の農業委員会総会の成立をご報告させていただきます。それでは会に先立ちまして、会長よりご挨拶申し上げます。
会長	こんにちは。今日は農政課の要望もありまして、偶数月の農業委員会・最適化推進委員の合同研修会が午後からになってしまいました。今日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。今日は昼からではありますけれども講演もありますので長い半日となりますけれどもひとつ最後までよろしく申し上げます。
議長	では只今から、第18回南阿蘇村農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名委員に18番荒牧文博委員、19番大塚恭徳委員を指名します。
	それでは報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。事務局より通知の内容について朗読をお願いします。

<p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>はい朗読いたします。報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について 番号1：譲渡人、譲受人（議案書）記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字御領水 ■番 ■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■㎡ 他5筆計6筆 ■㎡ 合意解約の合意が成立した日 平成30年11月10日 貸借終了促進法貸借となっております。</p> <p>番号2：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字久石字小無田鶴 ■番 ■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■㎡ 他3筆計4筆 ■㎡ 合意解約の合意が成立した日 平成30年11月5日 貸借終了農地法貸借となっております。</p> <p>以上2件ご報告致します。</p> <p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので何か質問やお尋ねはございませんか。</p> <p>以上で報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知については終わります。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>14番</p> <p>事務局</p> <p>11番</p> <p>事務局</p> <p>事務局長</p>	<p>続きまして、議案第1号農地法第3条第1項目的の買受適格証明願に伴う証明書の発行について審議をします。事務局に議案の朗読をお願いします。</p> <p>はい。朗読いたします。議案第1号農地法第3条第1項目的の買受適格証明願に伴う証明書の発行について 申請土地の状況 大字長野字本田 ■番 ■ 地目台帳田 現況畑 面積 ■㎡他2筆計3筆 ■㎡ こちらの件について証明書の発行をしてよろしいかお伺いします。また次のページに移ります。農地法第3条第1項目的の買受適格証明願者は、番号1氏名表記のとおりとなっております。耕作面積は ■㎡こちら耕作証明を確認しております。申請者の営農状況及び申請土地の営農計画の概要としまして、申請者は現在山都町において農業をされており、事業拡大のため今回申請した場所にブルーベリー作付けを行う予定である。となっております。以上1件ご審議の程よろしくお願いいたします。</p> <p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので審議をお願いいたします。</p> <p>ひとつ教えてもらいたいののですが、台帳の地目が田で現況は畑になっていますが、この場合入札される人は畑で買われるのですか。そのまま田んぼで買われるのですか。</p> <p>一応、農地として買われます。3条適格者というのは農地を農地として買えるかという証明になりますので、田畑はこの状況では関係ないところになります。</p> <p>入札なので競売という事か。</p> <p>競売にかかって、それを買う前の適格証明になります。農地を買える人かどうかの判断というところです。</p> <p>今から入札に間に合うために、適格者であるという証明がないと入札に参加できないので、もし適格証明を出して入札に参加して落札になった場合は、また3条の申請ができるということになります。競売の場合早めに出してもらわないと入札に間に合わないこともあります。</p>

1 2 番	村外の人がこういう申請が必要ということか。
事務局	村外だからではなく、競売に参加する人はこの証明が必要です。もしも県外からこの証明の申請があった場合は通作距離などを勘案すると難しいと思います。通作距離は、だいたい1時間を目安としておりますので、そのあたりのところで審議をお願いしたいということで議題にさせていただきます。
1 1 番	これは入札期間までにまだ何人かあがる可能性があるということか。
事務局	そうですね。来月も申請がある可能性はあります。
議長	このような土地の競売物件はどこに公告してあるのか。
事務局	裁判所です。
議長	裁判所やらに行くものじゃないとわからないのか。
事務局	そうですね。インターネットなどでも競売物件は出ておりますので、それを見ていただくことになります。ちなみにこれは3条ですが、4条5条の適格申請もあります。
9 番	場所はどこ辺りですか。
事務局	場所は■■■■の■■■■から上がったところあたりです。
議長	他にはありませんか。 ではないようですので、議案第1号農地法第3条第1項目的の買受適格証明願に伴う証明書の発行について、異議がない方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第1号は原案どおり可決します。
議長	続きます。議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。
事務局	朗読いたします。議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について 番号1：譲渡人、譲受人（議案書）記載のとおりです。申請土地の状況 大字両併字田中■■■■番 地目台帳現況ともに田 面積■■■■㎡ 他3筆 計4筆■■■■㎡ 所有権移転売買となっております。 番号2：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字御領水■■■■番 ■■■■ 地目台帳現況ともに田 面積■■■■㎡ 他5筆 計6筆■■■■㎡ 所有権移転売買となっております。 番号3：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字中松字北金間■■■■

番 地目台帳現況ともに田 面積 [] m² 他 1 筆 計 2 筆 [] m² 所有権移転贈与
となっております。

番号 4 : 譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字長野字尻無 [] 番
[] 地目台帳現況ともに畑 面積 [] m² 所有権移転売買となっております。

番号 5 : 譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字中松字横道下 []
番 [] 地目台帳現況ともに田 面積 [] m² 他 1 筆 計 2 筆 [] m² 所有権移転贈
与となっております。

以上 5 件ご審議よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。朗読が終わりましたので、地元委員の説明をお願いします。

7 番 議案第 2 号 1 番を 7 番の後藤がご説明申し上げます。譲渡人、譲受人記載のとおりで
す。7～8 年くらいもう譲受人が小作をしておりました。しかしこの度、譲渡人さんが
もう管理ができないということで譲受人の方に所有権移転売買ということで申請があ
っております。何ら問題はないと思いますのでご審議よろしくお願いたします。

9 番 2 番につきまして 9 番の古澤がご説明申し上げます。譲渡人、譲受人は記載のとおり
でございます。譲受人の方と譲渡人の方は、以前から私にも話しがございまして、以前
から話しはありましたがなかなか話合いができませんでしたけれども、今回新たにお話
がまとまりまして所有権移転売買ということで申請があがっております。場所についま
しては [] 集落の [] でございます。申請者の方のすぐ [] で [] m くらいで隣接
地でもあるということで、ぜひともということで申請があがっております。よろしくお
願いたします。

1 8 番 議案第 2 号番号 3 について、1 8 番の荒牧がご説明致します。申請土地の状況は議案
書記載のとおりです。譲渡人と譲受人は親子関係であり、このたび所有権移転贈与をさ
れることになりました。ご審議よろしくお願いたします。

1 7 番 議案番号 2 号 4 番について、1 7 番の長野が説明致します。譲渡人、譲受人並びに申
請地は議案書記載のとおりです。お互いの中で合意がなされ所有権移転売買となってい
ます。ご審議の程よろしくお願致します。

4 番 議案第 2 号 5 番について、4 番の渡邊が説明致します。譲渡人、譲受人は記載のと
おりです。二人は親子関係にあり、譲渡人が高齢となったために息子さんに譲ることにな
りました。所有権移転贈与です。ご審議よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願いします。

(異議なし)

議長 議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願
いたします。

(全員挙手)

議長	ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決します。
議長	続きまして議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。
事務局	<p>議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>番号1：譲渡人、譲受人（議案書）記載のとおりです。申請土地の状況 大字両併字東豆塚 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに畑 面積 ■■■㎡ 転用目的風力発電施設（変電所）建設 転用所有権移転有償となっております。</p> <p>番号2：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字大石 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 転用目的住宅及び駐車場 転用所有権移転有償となっております。</p> <p>番号3：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字長野字方野 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに畑 面積 ■■■㎡ 他1筆計2筆 ■■■㎡ 転用目的NTT基地局現場事務所（一時転用）使用貸借権利設定移転となっております。</p> <p>番号4：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字長野字大石川原 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに畑 面積 ■■■㎡ 転用目的NTT基地局現場事務所（一時転用）転用貸借権利設定移転となっております。</p> <p>以上4件、ご審議方よろしくお願いたします。</p>
議長	ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。
7番	議案第3号1番を7番の後藤がご説明申し上げます。譲渡人、譲受人記載のとおりです。場所は■■■■沿いの■■■■の西約■■■■mぐらいです。風力発電施設変電所建設と聞いております。送電線がとおっていますので、それに風力発電の電気をのせるという事で、所有権移転有償となっております。ご審議方よろしくお願致します。
10番	議案第3号2番について、10番の佐藤が説明致します。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。この場所は以前はお店をされておりましたが、ここ十数年来空き家になっておりまして、地震で家も解体されてさら地になっておりました。同じ集落に住む譲受人と、譲渡人で同意ができて、この申請があがっております。譲受人は■■■■をされておりました、自分が事業をしているところが手狭になっておりますので、ちょうど近くに良い場所がありましてこの度の申請となっております。譲受人は後継者もおられまして、規模拡大をされて事業を拡大したいということでこの度の申請があがっております。住宅及び駐車場建設です。給排水についても何ら問題はありません。転用所有権移転有償となっております。申請があがっております。ご審議方よろしくご審議お願いたします。
16番	議案3号3番につきまして、16番の藤原が説明致します。譲渡人、譲受人並びに申請地は記載のとおりです。申請人の譲受人は、熊本地震により現在のNTT基地局が地盤沈下と傾きで被災していたしましたので、新しくこの場所に建てたいとの事です。基地局の建物自体はすでに県の許可を受けてされていますので問題はないと思われま。今回現場事務所と資材置場に一時転用として使用貸借権利設定移転となっております。現在荒廃していますけれども、今回整地されるので良かったと思っていますところ。雨水は

<p>17番</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>地下浸透となっております。ご審議よろしく申し上げます。</p> <p>議案番号3号4番について、17番の長野が説明いたします。 譲渡人と譲受人との間で合意がなされ、N T T電波塔仮設事務所として一時転用となっております。転用賃借権設定移転となっております。ご審議の程よろしくご説明いたします。</p> <p>ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>では、採決に移ります。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、意義がない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、議案第3号は原案どおり可決します。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>6番</p>	<p>続きまして議案第4号経営基盤強化促進法許可申請について番号1番2番及び3番の新規案件について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p> <p>朗読いたします。議案第4号経営基盤強化促進法許可申請について 番号1：譲渡人、譲受人（議案書）記載のとおりです。申請土地の状況 大字中松字下原 〇〇番 地目台帳現況ともに田 面積 〇〇㎡ 他1筆計2筆 〇〇㎡ 使用賃借権設定（5年）相続権利者同意書提出となっております。</p> <p>番号2：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字両併字豆塚 〇〇番 地目台帳現況ともに田 面積 〇〇㎡ 他1筆計2筆 〇〇㎡ 賃借権設定10年となっております。</p> <p>番号3：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字松の本 〇〇番 〇〇 地目台帳現況ともに田 面積 〇〇㎡ 外1筆計2筆 〇〇㎡ 使用賃借権設定5年となっております。</p> <p>以上、新規案件3件、再設定5件ご審議方よろしくご説明いたします。</p> <p>ありがとうございます。では最初に1番の案件が、〇〇番 〇〇委員の案件ですので 〇〇委員には退席をお願いします。</p> <p>では1番の地元委員の説明をお願いします。</p> <p>経営基盤強化促進法許可申請について議案番号1番につきましてご説明申し上げます。申請人、申請の土地につきましては議案書記載のとおりでございます。ご案内のとおり出し手の方は高齢になっておられますので、どうしても耕作ができないということで今回相手方受けられる方でございますが、申請土地の隣にもっておられますので一緒に耕作したいということで今回申請があがっております。場所につきましては、〇〇の北 〇〇mに位置しております。審議をよろしくご説明いたします。</p>

<p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>7 番</p> <p>1 1 番</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>地元委員の説明が終わりましたので1 番について審議をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がないようですので、1 番につきまして、議案第4号経営基盤強化促進法の許可申請について、異議がない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。では1 番の案件は全員賛成と認め、原案どおり可決します。</p> <p>では、2 番3 番の地元委員の説明をお願いします。</p> <p>議案第4号2 番を7 番の後藤がご説明申し上げます。譲渡人が高齢のために、今までずっと譲受人の方が小作をされていました。今まではきちんとした契約がなかったので、今回賃借権設定10年の契約をしようということでございます。場所は■■■■から■■■へ■■■m位行ったところです。何ら問題はないと思いますのでご審議よろしくお願い致します。</p> <p>3 番について1 1 番の古澤が説明します。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。譲渡人は■■■におられまして、今回譲受人との間で合意がなされ、譲受人は後継者もおりまして、大変今規模拡大をしていらっしゃる方で何ら問題はないと思われます。使用賃借権設定5年です。ご審議方よろしく申し上げます。</p> <p>ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がないようですので、採決に移ります。議案第4号経営基盤強化促進法の許可申請について、異議がない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第4号は原案どおり可決します。</p>
<p>議長</p> <p>1 1 番</p> <p>事務局</p>	<p>以上で議案の審議は終了しましたが、1月の総会の日程を決めたいと思います 1月10日木曜日はいかがでしょうか。 それでは1月10日に決定します。その他委員さんから何か質問はありませんか。</p> <p>スライドモアはどのくらい使用がありましたか。</p> <p>5件ほど利用申請があり、面積的には5haを超えているくらいになっております。もう少し使っていただけるようにしていただくと助かります。やはり大きいトラクターが</p>

	<p>写真を撮っていただけるような装置になっております。大きさはA4とほぼ同じくらいになりますのでそれを使っていただけますが、ただ2台しかございませんのでもし競合した場合困るなという心配もございますけれども、利用したいということであれば事前に申し出ていただけるといいかと思えます。</p>
14番	それは村の職員と一緒にいかないといけないのですか。
事務局長	使い方がわかれば貸し出しができますので、一度説明をしたいと思います。
14番	わかりました。
議長	他に何かありませんか。なければ事務局からお願いします。
事務局	<p>農業委員会手帳を配布しておりますのでご活用ください。</p> <p>毎月のことですが活動記録簿の提出をお願いします。12月12日に熊本県の農地利用最適化ブロック別研修会が開催されます。県北となっておりますので、菊池市文化会館で開催されるのに出席しようと思っております。バスを用意しております。ここを12時に出発したいと思っております。菊池市文化会館でありますのが13時半から15時半までブロック別研修会がありますので、よろしくをお願いします。</p> <p>あとは農業者年基金から“のうねん”が届いておりますので目をとおしていただくようお願いいたします。</p>
3番	参加の服装はどうなりますか。制服ですか。
議長	それでは研修会の参加は、今着ている作業服でお願いします。
議長	以上をもって、第18回南阿蘇村業委員会総会を終了しますが、この後普及所の今山先生の講演がございますので、できる限りというよりも帰らずに参加していただきますようお願いいたします。では以上で農業委員会総会及び合同研修会を終了します。

7. 閉会時刻 14時51分閉会

会議の内容に相違なきことを認めここに署名する。

農業委員会会長

後藤 秀和

議事録署名者

18番 荒牧 文博

19番 大塚 恭徳